

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年9月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第27号

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項第58号中「及び」の右に「父子家庭並びに」を加える。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)